

ハラスメントに関する苦情相談について

本学では、学生及び職員等に、ハラスメントにかかる問題が生じた場合、修学、就労及び教育研究の環境を良好に維持するため、迅速かつ適切な措置をとり、問題解決のために、本学が定める規則に沿って、相談者と話し合いをしながら、最善の解決方法を一緒に考えます。また、相談者が不利益を被らないよう、プライバシー保護等に配慮します。1人で悩まずに、ハラスメント相談員に早めにご相談ください。

(ハラスメント相談員)

・相談員の氏名・職名・連絡方法及び連絡時間帯は、本学ホームページの「在校生の方へ」に掲載されています。

※相談員の所属に関係なく、どの相談員にも相談することができます。また、学外実習における苦情相談等については、当該学生が所属する学科の教員も相談員となります。

●ハラスメントの定義と種類

(定義)

他人に対しての発言や行為などで、意図している・していない関係なく、不快にさせたり、傷つけたりすることです。

(種類)

(1) セクシャル・ハラスメント

相手に不快感や肉体的・精神的苦痛を与える性的な言動です。

(例)

- ・演習等で身体に不必要に接触する。 ・身体的特徴や容姿・年齢のことを SNS に書き込む。
- ・聞くに堪えない卑猥な冗談を言う。 ・卑猥な写真・記事等をわざと見せる。
- ・性的経験について質問したり、性的な内容の電話やメールを送る。 ・性的な関係を強要する。
- ・食事や飲み会にしつこく誘う。 ・相手の身体を執拗に眺めまわしたり、目で追ったりする。
- ・不必要に個人指導を行う。 ・自宅までの送迎を強要する。
- ・「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」等と言う。
- ・成人に対して「男の子」「女の子」「お嬢さん」等と、人格を認めないような呼び方をする。
- ・女性であるというだけでお茶くみ、掃除私用等を強要する。
- ・女性であるというだけで仕事や研究上の実績等を不当に低く評価する。
- ・酒の席で、指導教員等のそばに座席を指定したり、お酌を強要したりする。

(2) アカデミック・ハラスメント

教育上の地位や権限を利用して、相手の教育等を妨害するような不適切な言動です。

(例)

- ・指導やアドバイスをしない。 ・図書やパソコン・学習機材等を使わせない。
- ・深夜、休日等必要のない時間帯に指導を強要する。 ・威圧的な態度で叱責する。
- ・プライバシーに不当に介入する。 ・指導として殴ったり蹴ったりする。
- ・成績が振るわないことを人前で罵る等、学生を傷つける言動を行う。

(3) パワー・ハラスメント

職務上の地位や優位性を利用して、相手の意欲や環境を阻害するような不適切な言動・指導あるいは、学生間で部活動等における指示等で、正当な理由のない言動です。

(例)

- ・部下や後輩、クラスメイトを傷つけ言動や虚偽の噂を流すようなことを行う。
- ・些細なミスを人前でしつこく責める。 ・グループに加えず、仲間はずれにする。
- ・「あいつは生意気だ」等の評判を落とすような、悪口や噂を言いふらす。
- ・学習・研究活動を妨害する。 ・仕事や修学に必要な情報を提供しない。
- ・「辞めてしまえ」「人間のくず」等人格を否定する暴言で叱責する。

他にも、アルコール・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、モラル・ハラスメントなど、さまざまな種類があります。